

【 手術 】**1 2 3 骨移植術（軟骨移植術を含む。）の算定について****《令和 6 年 4 月 3 0 日》****○ 取扱い**

同一手術野の局所骨からの採取に対する K 059 骨移植術（軟骨移植術を含む。）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

同一手術野における複数手術に係る取扱いについては、厚生労働省告示※において「同一手術野又は同一病巣につき、2 以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合（略）は、それぞれの所定点数を合算して算定する。」とされている。

以上のことから、同一手術野の局所骨からの採取に対する K 059 骨移植術（軟骨移植術を含む。）の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法